

被災者支援制度ガイドブック

(令和元年台風第19号災害)

長野県中野市

電話 0269-22-2111 (代表)

第 3 版

(令和元年12月24日現在)

(住民向け)

- り災証明に関すること 1
- 住まいに関すること 2
- 生活資金に関すること 7
- 税金に関すること 13
- 減免・免除等に関すること 15
- 要件緩和に関すること 24

(事業者向け)

- 商工関係 25
- 農業関係 31
- 林業関係 35

(共通)

- 各種相談 37
- 手数料等の減免 43
- その他 53

◎お問い合わせ先一覧

- 【中野市役所】 ・ 【長野県】 55

(住民向け)

●り災証明に関すること

制度の名称	り災証明・り災届出証明の交付
支援の種類	証明
概要	<ul style="list-style-type: none">●市が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。●り災証明書により証明される住家の被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。●住家以外の建物（倉庫・車庫等）や動産（家財・車等）については、り災届出証明書を交付しません。
お問い合わせ	中野市税務課資産係 TEL0269-22-2111（内線226）

●住まいに関すること

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市へ申込、市が業者に依頼して実施します。 ●修理限度額 大規模半壊、半壊：1世帯あたり59万5千円 一部損壊（準半壊）30万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が一部損壊（準半壊）、半壊又は大規模半壊した方（全壊でも対象となる場合があります。） ②応急仮設住宅等に入居しない方（応急修理を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。） ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については、資力は問いません。） <p>※中野市は災害救助法が適用されています。</p>
お問い合わせ	中野市都市計画課建築住宅係 TEL0269-22-2111（内線273）

制度の名称	障害物の除去（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所など日常生活に欠くことのできない場所にある土石や竹木等を除去することで、元の住家に引き続き住めるようにするものです。 ●障害物の除去は、市へ申し込むことで、市が業者に依頼して実施します。 ●限度額 1世帯あたり13万7,900円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊又は床上浸水した方 ②住居またはその周辺に運ばれた土石や竹木等で、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない方 （障害物の除去を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。） <p>※中野市は災害救助法が適用されています。</p>
お問い合わせ	中野市都市計画課建築住宅係 TEL0269-22-2111（内線273）

制度の名称	被災者用仮住居の提供（県営住宅・職員宿舎）
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の生活再建のため、当面の入居先として、県営住宅等を提供します。 ●家賃は無料で、光熱水費、共益費等は入居者負担です。 ●入居可能期間は1年間です。
活用できる方	●長野県内の居住している住宅が、全壊、大規模半壊又は半壊により、当該住宅での居住が当面困難となった方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県建設部建築住宅課公営住宅室 026-235-7337 ・北信建設事務所建築課0269-23-0220 ・中野市都市計画課建築住宅係 TEL0269-22-2111（内線273）

制度の名称	被災者用仮住居の提供（借上型仮設住宅）																	
支援の種類	現物支給・現物貸与																	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の生活再建のため、県が民間賃貸住宅を借上げ、提供します。 ●入居可能期間は2年間です。 ●県が負担する経費 家賃、共益費（又は管理費）、礼金（家賃1か月分を上限）、退去修繕負担金（家賃2か月分を上限）、鍵交換料、仲介手数料（家賃0.5か月分+消費税）、損害保険料 ●月額家賃の上限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2人</td> <td>6万円</td> <td>3～4人</td> <td>7万円</td> <td>5人以上</td> <td>9.5万円</td> </tr> </tbody> </table>						世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	1～2人	6万円	3～4人	7万円	5人以上	9.5万円
世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃													
1～2人	6万円	3～4人	7万円	5人以上	9.5万円													
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風第19号において災害救助法が適用された43市町村に住所を有する方で、次の①～③のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住居がない方 ・「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ・ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している等により、長期にわたり自らの住居に居住できない方 ②自らの資力では住居を確保することができない方 ③災害救助法に基づく住宅の応急修理制度等を利用していない方 																	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県建設部建築住宅課 026-235-7331 ・中野市都市計画課建築住宅係 TEL0269-22-2111（内線273） 																	

制度の名称	被災者用仮住居の提供（建設型仮設住宅）					
支援の種類	現物支給・現物貸与					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の生活再建のため、県が応急仮設住宅を建設し、提供します。 ●入居可能期間は2年間です。 					
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風第19号において災害救助法が適用された43市町村に住所を有する方で、次の①～③のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住居がない方 ・「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ・ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している等により、長期にわたり自らの住居に居住できない方 ②自らの資力では住居を確保することができない方 ③災害救助法に基づく住宅の応急修理制度等を利用していない方 					
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県建設部建築住宅課 026-235-7339 ・中野市都市計画課建築住宅係 TEL0269-22-2111（内線273） 					

制度の名称	公営住宅への一時入居（市営住宅・教職員住宅）					
支援の種類	現物支給・現物貸与					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅が全壊、大規模半壊され住家が居住できない状況となった世帯に対し、市営住宅を一時提供します。 ●家賃は無料で、光熱水費、共益費等は入居者負担です。 ●提供期間は許可の日から1年間です。 					
活用できる方	●災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな世帯					
お問い合わせ	中野市都市計画課建築住宅係 TEL0269-22-2111（内線273）					

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付を行います。	
	貸付限度額	200万円以内（通常の限度額150万円に、災害による場合50万円を加算）
	貸付利率	年1.0%（連帯保証人がいる場合は無利子）
	●転宅のために必要な経費の貸付を行います。	
制度の内容	貸付限度額	26万円以内
	貸付利率	年1.0%（連帯保証人がいる場合は無利子）
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。	
お問い合わせ	・中野市福祉課厚生保護係 TEL0269-22-2111（内線306）	

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む。）	
制度の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。	
	1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年	
	※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※（参考）住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html	
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353	

制度の名称	災害復興住宅融資（建設・購入、補修）											
支援の種類	貸付（融資）											
制度の内容 （独立行政法人 住宅金融支援機 構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。 ●融資金利（令和元年11月1日現在：金利は毎月改めます） <ul style="list-style-type: none"> 【建設・購入の場合】 <table border="1"> <tr> <td>基本融資額</td> <td>年0.36%</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>年1.26%</td> </tr> </table> 【補修の場合】 <table border="1"> <tr> <td>年0.36%</td> </tr> </table> ●融資限度額 <table border="1"> <tr> <td>建設の場合</td> <td>基本融資額(建設資金)1,680万円 + 基本融資額(土地取得資金)970万円 + 基本融資額(整地資金)450万円 + 特例加算額(建設資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>購入の場合</td> <td>基本融資額(購入資金)2,650万円 + 特例加算額(購入資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>補修の場合</td> <td>基本融資額(補修資金)740万円 + 基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円</td> </tr> </table> <p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html) 又は下記のお問い合わせ先に ご確認ください。</p>	基本融資額	年0.36%	特例加算額	年1.26%	年0.36%	建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円 + 基本融資額(土地取得資金)970万円 + 基本融資額(整地資金)450万円 + 特例加算額(建設資金)520万円	購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円 + 特例加算額(購入資金)520万円	補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円 + 基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円
基本融資額	年0.36%											
特例加算額	年1.26%											
年0.36%												
建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円 + 基本融資額(土地取得資金)970万円 + 基本融資額(整地資金)450万円 + 特例加算額(建設資金)520万円											
購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円 + 特例加算額(購入資金)520万円											
補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円 + 基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円											
活用できる方	ご自分が居住するため又はより災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。											
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353											

制度の名称	災害復興住宅建設事業補助金
支援の種類	災害復興住宅資金借入時の利子相当額の補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被災した住宅の建設・購入、補修をするために、住宅金融支援機構や民間金融機関から必要な資金を借り入れた場合に、その利子相当額※を補助します。 ※建設・購入は20年借入した場合の10年分、補修は10年借入した場合の5年分が対象。 資金借入時における住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の利子相当額が上限。
活用できる方	災害により住宅に被害を受け、その再建を行うために住宅金融支援機構等から、資金の貸付を受けた方
お問い合わせ	・県建設部建築住宅課 026-235-7339

制度の名称	被災された家屋等の解体制度（公費解体制度）	
支援の種類	代理解体・償還払い	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災された家屋等の解体制度について策定中のため、正式に決定次第お知らせします。 ●解体方法（予定） 	
	市が所有者に代わり解体する方法（無償）	所有者が直解体する方法（償還払い ※）
	【メリット】 ・市が全て所有者に代わり解体するので、解体費用、業者契約等が発生しない。 ・解体後の滅失登記は公的機関で実施するため、経費は不用。	【メリット】 ・所有者が解体業者と直接契約するため、早期に解体等が実施できる。
【デメリット】 ・市の解体業務であるので、解体設計書作成・入札業務があり、解体までに期間（申請から半年程度）がかかる。	【デメリット】 ・満額支給できない場合がある。（市の積算による支給のため。） ・直接所有者が解体業者と契約・支払い等をするため、支払金の準備が必要になる。 ・滅失登記は所有者で実施する。 ・市への補助申請書類が多く、揃えるのに苦慮する。（申請者の負担が多い。）	
	※ 償還払い・・・所有者が一旦業者へ全額支払い、市の基準額に基づき助成する額を後日、所有者へ支給する制度	
活用できる方	●対象となる方（予定）	
	対象家屋等	要件
	個人の住宅 （付属建物等は現地にて判断します。）	り災証明書において、全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けたもの
	事業所等（現地にて判断します。）	上記の要件と同程度を予定
その他市長が特に必要と認めるもの	生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるため、解体等が必要と認めるもの。	
お問い合わせ	中野市環境課衛生係 TEL 0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 1 1 （内線 2 4 5）	

●生活資金に関すること

制度の名称	被災者生活再建支援制度																					
支援の種類	給付																					
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。</p> <p>●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>				住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借(公営住宅除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																					
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
	住宅の再建方法																					
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅除く)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	<p>●住宅が自然災害により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※)下記の世帯を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯) <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※県内の全市町村対象。</p>																					
お問い合わせ	中野市福祉課厚生保護係 TEL0269-22-2111(内線298・255)																					

制度の名称	信州被災者生活再建支援制度(中野市被災者生活再建支援制度)											
支援の種類	給付											
概要	<p>●国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対して、半壊世帯の支援を行います。</p> <p>●自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じて以下のとおり支援金を給付します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>被害区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数世帯</td> <td>半壊世帯</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単数世帯</td> <td>半壊世帯</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>				被害区分	支給額	複数世帯	半壊世帯	50万円	単数世帯	半壊世帯	37.5万円
	被害区分	支給額										
複数世帯	半壊世帯	50万円										
単数世帯	半壊世帯	37.5万円										
活用できる方	●令和元年台風第19号災害により、半壊となった世帯。											
お問い合わせ	中野市福祉課厚生保護係 TEL0269-22-2111(内線298・255)											

制度の名称	中野市生活再建支援金		
支援の種類	給付		
制度の内容	見舞金を次の場合、以下のとおり支給します。		
	●令和元年台風第19号災害により住家が一部損壊（準半壊）の被害の判定を受けた場合		
		支給対象となる被害の程度	見舞金額
	住家被害	一部損壊判定（準半壊）	1世帯 15万円
活用できる方	●被災者生活再建制度、信州被災者生活再建支援制度の対象とならない一部損壊判定（準半壊）を受けた世帯		
お問い合わせ	・中野市福祉課厚生保護係 TEL0269-22-2111（内線298・255）		

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行うものです。	
	●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に、償還金の支払猶予などの特別措置を行います。	
活用できる方	●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）	
	1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）	
	2. 母子・父子福祉団体（法人）	
	3. 父母のいない児童（20歳未満）	
	●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）	
	1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方）	
	2. 母子・父子福祉団体（法人）	
	3. 父母のいない児童（20歳未満）	
	●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）	
	1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方）	
	2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方	
お問い合わせ	・中野市福祉課厚生保護係 TEL0269-22-2111（内線306）	

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）※特例措置あり	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。	
	※貸付開始は調整中のため、決定次第お知らせします。（令和元年10月28日現在）	
		貸付限度額
	貸付利率	無利子
	※次に掲げる特に必要と認められる場合には、20万円以内とする。	
	(1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。	
	(2) 世帯員に要介護者がいるとき。	
	(3) 世帯員が4人以上いるとき。	
	(4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社会福祉協議会会長が認めるとき。	
	●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、長野県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。	
活用できる方	●令和元年台風第19号により当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯に限らない。）	
お問い合わせ	・県社会福祉協議会（電話026-226-2036（直通）） ・中野市社会福祉協議会 TEL0269-26-3111	

制度の名称	災害見舞金						
支援の種類	給付						
制度の内容	見舞金を次の場合、以下のとおり支給します。						
	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風第19号災害により住家が床上浸水の被害を受けた場合 ●令和元年台風第19号災害により県内の生活の本拠を有する者が重傷を受けた場合 						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給対象となる被害の程度</th> <th>見舞金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>床上浸水（半壊に至らないもの）</td> <td>1世帯 10万円</td> </tr> </tbody> </table>		支給対象となる被害の程度	見舞金額	住家被害	床上浸水（半壊に至らないもの）
	支給対象となる被害の程度	見舞金額					
住家被害	床上浸水（半壊に至らないもの）	1世帯 10万円					
※市の見舞金5万円と県の見舞金5万円を合わせて10万円の支給となります。							
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風19号災害により、重傷を受けた者、被災した住家に居住していた世帯の世帯主。 ●次の場合は支給対象から除外されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村条例により災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給される場合 ・被災者生活再建支援金が支給される場合 ・信州被災者生活再建支援金が支給される場合 						
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・中野市福祉課厚生保護係 TEL0269-22-2111（内線298・255） ・県危機管理防災課 026-235-7184 						

制度の名称	災害義援金																	
支援の種類	給付																	
制度の内容	令和元年第1回令和元年台風第19号に係る中野市災害義援金配分委員会において下記のとおり配分を決定しました。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給対象となる被害の程度</th> <th>1世帯当たりの配分額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>255,000円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊</td> <td>127,500円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（準半壊・一部床上）</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（準半壊・床下）</td> <td>38,250円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（10%未満・床上）</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（10%未満・一部床上）</td> <td>12,750円</td> </tr> </tbody> </table>		支給対象となる被害の程度	1世帯当たりの配分額	住家被害	全壊	255,000円	大規模半壊・半壊	127,500円	一部損壊（準半壊・一部床上）	51,000円	一部損壊（準半壊・床下）	38,250円	一部損壊（10%未満・床上）	25,500円	一部損壊（10%未満・一部床上）	12,750円
		支給対象となる被害の程度	1世帯当たりの配分額															
住家被害	全壊	255,000円																
	大規模半壊・半壊	127,500円																
	一部損壊（準半壊・一部床上）	51,000円																
	一部損壊（準半壊・床下）	38,250円																
	一部損壊（10%未満・床上）	25,500円																
	一部損壊（10%未満・一部床上）	12,750円																
被災した世帯の世帯主から振込依頼書の提出により口座に振込みます。																		
※ 追加の配分がある場合は、災害義援金の総額に表の配分額を基準とした按分率により算定します。																		
お問い合わせ	・中野市福祉課厚生保護係 TEL0269-22-2111（内線298・255）																	

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※県内の全市町村対象。</p>
お問い合わせ	中野市福祉課厚生保護係 TEL 0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 1 1 （内線 2 9 8 ・ 2 5 5）

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障がいを受けた場合：市条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障がいを受けた場合：市条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた方 <ol style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明した方 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した方 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥ 両上肢の用を全廃した方 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧ 両下肢の用を全廃した方 ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められる方 <p>※県内の全市町村対象。</p>
お問い合わせ	中野市福祉課厚生保護係 TEL 0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 1 1 （内線 2 9 8 ・ 2 5 5）

制度の名称	災害援護資金																											
支援の種類	貸付（融資）																											
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円（350万円）</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円（250万円）</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円（350万円）</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（ ）内は、被災した住宅を建て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ないなど、特別な事情がある場合の貸付限度額</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">連帯保証人がいる場合 無利子（据置期間中は無利子） 連帯保証人がいない場合 年1.5%（据置期間中は無利子）</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円（350万円）	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円（250万円）	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円（350万円）	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	（ ）内は、被災した住宅を建て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ないなど、特別な事情がある場合の貸付限度額			貸付利率	連帯保証人がいる場合 無利子（据置期間中は無利子） 連帯保証人がいない場合 年1.5%（据置期間中は無利子）	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																											
	ア 当該負傷のみ		150万円																									
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																									
	ウ 住居の半壊		270万円（350万円）																									
	エ 住居の全壊		350万円																									
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																											
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																									
	イ 住居の半壊		170万円（250万円）																									
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円（350万円）																									
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																										
（ ）内は、被災した住宅を建て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ないなど、特別な事情がある場合の貸付限度額																												
貸付利率	連帯保証人がいる場合 無利子（据置期間中は無利子） 連帯保証人がいない場合 年1.5%（据置期間中は無利子）																											
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。 ※県内の全市町村対象。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。															
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																											
1人	220万円																											
2人	430万円																											
3人	620万円																											
4人	730万円																											
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。																											
お問い合わせ	中野市福祉課厚生保護係 TEL0269-22-2111（内線298・255）																											

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付、現物給付
制度の内容	<p>●生活に現に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</p> <p>●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。</p> <p>●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。</p> <p>●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。</p>
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	中野市福祉事務所（中野市福祉課厚生保護係） TEL0269-22-2111（内線276）

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。 ●激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
お問い合わせ	お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">保証人等</td> <td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656						

●税金に関すること

制度の名称	市税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の市町村税(個人住民税、固定資産税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市町村税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない方は、申告期限又は納期限が延長されます。詳しくは、お問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	中野市税務課 TEL0269-22-2111 (内線225・226・227)

制度の名称	県税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税(自動車税(種別割及び環境性能割)、不動産取得税、個人事業税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告、納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申請により災害がやんだ日から2か月以内に限り申告期限又は納期限が延長されます。 ただし以下に記載のある地域に住所や主たる事務所又は事業所をお持ちの方で、令和元年10月12日以降に期限が到来するものについては地域指定により自動的に期限が延長されていますので申請は不要です。 <p>期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者や災害復旧の状況等も考慮して、後日改めて告示で定めます。</p> <p>指定された地域(長野県内のみ抜粋)</p> <p>長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内</p> <p>千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮</p>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ○最寄りの県税事務所 ・総合県税事務所北信事務所(中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡) 0269-23-0204 ○県庁総務部税務課 026-235-7046

制度の名称	国税の減免措置等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合（損害額が住宅や家財の価額の 1/2 以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象）、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね 1/5 以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税 額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の 1/2 以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の 1/2 以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	お近くの税務署 信濃中野税務署 0269-22-3151

●減免・免除等に関すること

制度の名称	児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）に係る入所者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設を除く）の入所者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	県庁児童養育・養育支援室 026-235-7099 中野市子ども相談室 TEL0269-22-2111（内線277）

制度の名称	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	中野市福祉課障がい福祉係 TEL0269-22-2111（内線294・295）

制度の名称	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	中野市福祉課障がい福祉係 TEL0269-22-2111（内線294・295）

制度の名称	子育て支援ショートステイ事業
支援の種類	減免
制度の内容	●一時的に養育困難となり、宿泊を伴って一時的に施設に入所した際の負担金を減免します。
活用できる方	●浸水被害を受けた16歳未満の児童の保護者が対象となります。
お問い合わせ	中野市子育て課子ども支援係 TEL0269-22-2111（内線356）

制度の名称	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料（税）・窓口負担等の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料（税）・窓口負担等について、減免措置等が講じられます。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置等が講じられます。
	健康保険等の窓口負担の減免	健康保険等の窓口負担について減免措置等が講じられる場合があります。
	介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置等が講じられます。
	※医療費窓口負担の減免等は令和2年1月末まで	
活用できる方	●災害救助法の適用市町村の住民の方で、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ●保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険の保険者や市町村にご確認ください。	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の窓口負担：中野市福祉課国保医療係 TEL0269-22-2111（内線296） ・国民健康保険税の減免等：中野市税務課課税係 TEL0269-22-2111（内線229） ・後期高齢者医療保険：中野市福祉課国保医療係 TEL0269-22-2111（内線304） 又は長野県後期高齢者医療広域連合 TEL026-229-5320 ・介護保険：中野市高齢者支援課介護保険係 TEL0269-22-2111（内線365・390） ・健康保険組合、全国健康保険協会、国保組合、共済組合などご加入の各医療保険者 	

制度の名称	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置（精神通院医療）	
支援の種類	減免	
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費（精神通院医療）の負担額が免除されることがあります。	
活用できる方	●対象者	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 受診者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の住家（借家、空き家、別荘又は他人に貸している物件を除く。）が、台風第19号により全半壊、一部損壊、床上浸水をする被災をした方者。 (2) 受診者の属する世帯の生計を主として維持する者が、台風第19号により死亡したこと、行方不明となったこと、又は心身に重篤な傷病を負ったことによりその者の収入が著しく減少した方 (3) 受診者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、台風第19号による事業の休廃止、事業における著しい損失、又は失業により著しく減少した方 	
お問い合わせ	●必要書類 り災証明書等	
お問い合わせ	中野市福祉課障がい福祉係 TEL0269-22-2111（内線294・295）	

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<p>企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 <ol style="list-style-type: none"> （1）使用者が、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。 （2）労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	<p>お近くの労働基準監督署 （所在地案内 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/nagano/index.html#roudoukyoku) 独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー044-431-8663</p>

制度の名称	保育所等の保育料等の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所等の保育料、副食費、一時的保育などの利用料の減免が講じられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、保育料等を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	中野市保育課保育係 TEL0269-22-2111（内線292）

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。
お問い合わせ	中野市教育委員会学校教育課学校教育係 TEL0269-22-2111（内線419）

制度の名称	中野市奨学金制度
支援の種類	猶予
支援の内容	●災害により奨学金を償還することが困難な奨学生に対して、償還期間の猶予等を行います。
活用できる方	●奨学生
お問い合わせ	中野市教育委員会事務局学校教育課総務係 TEL0269-22-2111（内線417）

制度の名称	県立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●保護者が災害により損害を受けた生徒を対象に、授業料の減免、入学料及び入学審査料の免除をします。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	県教育委員会高校教育課 026-235-7428

制度の名称	私立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害等により家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料等の減額、免除を行います。
活用できる方	●各学校において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	工科短期大学校、技術専門学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
概要	●学資負担者が被災した場合、工科短期大学校、技術専門校の授業料等を免除します。
お問い合わせ	在籍する各校

制度の名称	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む。）
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO） 03-6743-6011 ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotrainin_g_top.html
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	五輪大橋有料道路通行料金の無料措置
支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●台風19号に伴い家庭から出た災害廃棄物をアクアパル千曲に運搬する車両は、五輪大橋有料道路の通行料金が無料となります。 ●料金所において、アクアパル千曲へ災害廃棄物を運搬している旨を係員にお伝えください。
活用できる方	●台風19号に伴い家庭から出た災害廃棄物をアクアパル千曲に運搬する車両
お問い合わせ	県建設部道路建設課 026-235-7304

制度の名称	県営水道料金の免除
支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）に係る避難先住宅及び被災住宅の水道料金を減免します。 ●減免の内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難先住宅に係る減免 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）の県営住宅等に避難される被災された方 ・減免額及び期間 全額免除 県営住宅等に入居している期間（最大1年間） * 県営住宅等（県営住宅、市営住宅、県職員宿舎、県教職員住宅、賃貸アパート等の借上型応急仮設住宅） ○被災住宅に係る減免 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 住家が浸水等により被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方 ・減免額及び期間 <ol style="list-style-type: none"> ①全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水以上）の場合 令和元年10月及び11月分の水道料金を全額免除 ②一部損壊（床下浸水）の場合 令和元年10月分使用水量から8㎡を減量し、一部免除 ●申請に必要な書類 減免申請書、り災証明書（写し可）を下記「受付窓口」へ提出してください（郵送による提出も可）。 減免申請書は、受付窓口にあるほか、ホームページからも入手できます。 また、長野市の「令和元年台風19号に関する被害に係る長野市税等減免申請書」を使用することも可能です。 企業局ホームページアドレス https://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kigyokyoku/index.html

	<p>●受付・相談窓口</p> <p>○ 受付開始日及び受付時間 受付開始日 令和元年11月1日（金）から 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで *土日祝日除く</p> <p>【長野市（篠ノ井・川中島・更北地区）、千曲市（旧更埴市）にお住まいの方】 ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所 〒381-2231 長野市川中島町四ツ屋100（川中島水道管理事務所内） 0120-971-105（フリーダイヤル）又は026-286-1815 又は 川中島水道管理事務所 *上記住所と同じです。 026-284-1700</p> <p>【上田市、千曲市（旧上山田町・戸倉町）、坂城町にお住まいの方】 ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所 〒386-0032 上田市諏訪形613（上田水道管理事務所内） 0120-971-124（フリーダイヤル）又は0268-29-0810 又は 上田水道管理事務所 *上記住所と同じです。 0268-22-2110</p> <p>*その他、長野県企業局水道事業課、長野市各支所、千曲市上下水道課、上田市上下水道局サービス課、坂城町建設課でも減免申請書の提出が可能です。</p>
お問い合わせ	企業局水道事業課 026-235-7381

制度の名称	文化財保護事業補助金
支援の種類	補助
制度の内容	被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の復旧に関する補助
活用できる方	被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の所有者
お問い合わせ	中野市教育委員会生涯学習課文化財係 TEL0269-22-2111（内線424）

制度の名称	パスポート手数料の免除
支援の種類	手数料の免除
制度の内容	<p>●被災された方が、次の要件のいずれにも該当する場合には、申請により、一般旅券（パスポート）の交付手数料(長野県分)が免除されます。</p> <p>① 台風19号災害により、令和元年10月12日（土）時点で有効な一般旅券（パスポート）を紛失又は損傷したことにより、長野県内において新たな一般旅券の発給申請をすること（当該紛失又は損傷した旅券のうち、申請時点で有効期間が満了しているものを含む）</p> <p>② 県内に住所又は居所があり、台風19号災害に、被災したことについて、市町村長等から災証明書を受けていること</p> <p>●なお、免除対象の方で既に手数料を納付されている場合は、手数料の還付請求をすることができます。</p> <p>●免除される金額：一般旅券（パスポート）手数料（長野県分）の全額 2,000円 <国に納める手数料は免除されませんので、ご注意ください。></p> <p>※申請方法等、その他詳細については、以下の長野県ホームページでご確認いただくか、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>県ホームページアドレス https://www.pref.nagano.lg.jp/kokusai/sangyo/kokusai/passport/annai/taifu19.html</p>
活用できる方	台風19号により被害を受け、上記要件に該当する方
お問い合わせ	長野県県民文化部国際課（026-235-7173）又は最寄りの旅券申請窓口

制度の名称	台風19号による災害の被害者に対する手数料の免除
支援の種類	手数料の免除
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●台風19号により被害を受けた方は、令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間、下記の手数料が免除となります。 ●なお、免除対象の方で既に手数料を納付されている場合は、手数料の還付請求をすることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 免許証再交付手数料（運転免許証（第一種・第二種免許、仮運転免許）） ○ 証明手数料（自動車保管場所証明書） ※電子申請分を除く ○ 標章交付手数料（保管場所標章番号通知書） ※電子申請分を除く ○ 許可証書換え手数料（猟銃・空気銃所持許可証、刀剣類所持許可証） ※狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するための所持に限る ○ 許可証再交付手数料（猟銃・空気銃所持許可証、刀剣類所持許可証） ※狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するための所持に限る <p>※その他詳細については、長野県警察ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/police/）又は下記のお問い合わせ先にご連絡ください。</p>
活用できる方	台風19号により被害を受けた方（当該災害発生時に災害救助法の適用区域（市町村）に住所を有していた方。）
お問い合わせ	長野県警察本部（026-233-0110）又は最寄りの警察署

制度の名称	上下水道料金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●り災証明書等の交付を受けた方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水、床下浸水 前年同期または前期の使用水量を超えた水量分の上下水道料金を減免 ※基本料金は減免になりません。 令和元年11月・12月定期検針分 ・市内の新たな住居に避難された方（市外から転入された方も含む） 基本料金を除く全ての上下水道料金を減免 避難されている期間で最長令和3年3月31日まで ・個人宅へ避難された方（同居された方） 前年同期または前期（被災前）の使用水量を超えた水量分の上下水道料金を減免 ※基本料金は減免になりません。 避難されている期間で最長令和3年3月31日まで
お問い合わせ	中野市上下水道課営業係 TEL0269-22-2111（内線281・284）

制度の名称	図書館カード再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	台風第19号による被災者で図書館カードを紛失された方は、再交付手数料が免除になります。
活用できる方	台風第19号により、床上、床下浸水被害を受けた方
お問い合わせ	中野市教育委員会 中野市立図書館 TEL0269-22-2111（内線8005）

制度の名称	図書資料の弁償免除
支援の種類	免除
制度の内容	台風第19号による被災者で図書館資料を紛失又は破損された方は、図書資料の弁償が免除になります。
活用できる方	台風第19号により、床上、床下浸水被害を受けた方
お問い合わせ	中野市教育委員会 中野市立図書館 TEL0269-22-2111 (内線8005)

制度の名称	一般廃棄物の処理手数料の利用者負担額の減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により発生した一般廃棄物を東山クリーンセンターへ持ち込んだ場合に、処理手数料を減免します。(可燃ごみのみ)
活用できる方	●災害により一般廃棄物の処理が必要となった方が対象となります。
お問い合わせ	中野市環境課衛生係 TEL0269-22-2111 (内線458)

制度の名称	各種証明書交付等手数料の免除								
支援の種類	手数料の免除								
制度の内容	<p>○台風第19号による被災者で罹災(届出)証明書の交付を受けた方は下記の場合、各種証明書交付等手数料が免除になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■被災したことに伴う各種手続きに使用する場合の証明書交付等手数料。 ■災害によりカード(印鑑登録証、個人番号カード(マイナンバーカード)、通知カード)や印鑑を紛失・損傷した場合のカードの再発行手数料。 <p>(対象となる証明書等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">証明書の種類</th> <th style="text-align: center;">発行窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍事項証明書(戸籍謄抄本) ・戸籍の附票 ・住民票の写し ・印鑑証明書 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民課</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証の再発行 ・個人番号カード(マイナンバーカード)の再交付 ・通知カードの再発行 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民課</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・納税証明書 ・資産証明書 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">税務課 市民課</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンビニ交付証明書サービスは免除になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■持ち物 <ul style="list-style-type: none"> ・罹災(届出)証明書 ※罹災(届出)証明書が無くても免除になる場合あり。 ・本人確認証明書(運転免許証など) ・印鑑 ・印鑑登録証(印鑑証明書交付申請の場合) ※カードの再交付の場合、損傷したカードがあれば持参してください。 ※手続きにより上記以外にも必要になる場合があります。 	証明書の種類	発行窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍事項証明書(戸籍謄抄本) ・戸籍の附票 ・住民票の写し ・印鑑証明書 	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証の再発行 ・個人番号カード(マイナンバーカード)の再交付 ・通知カードの再発行 	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・納税証明書 ・資産証明書 	税務課 市民課
証明書の種類	発行窓口								
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍事項証明書(戸籍謄抄本) ・戸籍の附票 ・住民票の写し ・印鑑証明書 	市民課								
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証の再発行 ・個人番号カード(マイナンバーカード)の再交付 ・通知カードの再発行 	市民課								
<ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・納税証明書 ・資産証明書 	税務課 市民課								
お問い合わせ	<p>中野市市民課窓口係 TEL0269-22-2111 (内線236・275・454)</p> <p>中野市税務課資産係 TEL0269-22-2111 (内線226・321・287)</p> <p>中野市税務課収納係 TEL0269-22-2111 (内線229・228・322)</p>								

制度の名称	豊田有線テレビ使用料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の料金を1ヵ月分減免 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本使用料（基本放送2,200円/月、多チャンネル放送3,300円/月） ・ セットトップボックス機管理料（1,100円/台） ● 市が負担する経費等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災により2ヶ月以上の間、テレビの視聴ができない場合は、視聴中止のお手続きにより、使用料のご請求をお止めします。 ・ これに伴い、発生する引込線工事費については、市が負担します。
活用できる方	● 災害発生時点において中野市豊田情報センターが提供するケーブルテレビサービスに加入しており、令和元年台風第19号災害で当該家屋が被災し、被害の程度が一部損壊（準半壊）以上と判定される世帯
お問い合わせ	<p>中野市政策情報課情報統計係 TEL 0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 1 1（内線402） 中野市地域振興課総務係 TEL 0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 1 1（内線8254）</p> <p>【テレビ北信ケーブルビジョンが提供するケーブルテレビサービスに加入されている場合】 テレビ北信ケーブルビジョン様におきましても、同様の支援を実施しております。 詳しくは、テレビ北信ケーブルビジョン様 0269-26-0202 までお問い合わせ下さい。</p>

制度の名称	豊田情報センター加入者負担金の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊田情報センター加入者負担金（33,000円/世帯）の免除 ● 市が負担する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入に伴い、発生する引込線工事費については、市が負担します。（宅内配線工事除く）
活用できる方	● 令和元年台風第19号災害の被災世帯であり、市内に避難のうえ、新規に豊田ケーブルテレビに加入する世帯
お問い合わせ	<p>中野市政策情報課情報統計係 TEL 0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 1 1（内線402） 中野市地域振興課総務係 TEL 0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 1 1（内線8254）</p> <p>【テレビ北信ケーブルビジョンが提供するケーブルテレビサービスに加入されている場合】 テレビ北信ケーブルビジョン様におきましても、同様の支援を実施しております。 詳しくは、テレビ北信ケーブルビジョン様 0269-26-0202 までお問い合わせ下さい。</p>

●要件緩和に関すること

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	要件緩和
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ●災害により住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します。
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当・特別児童扶養手当については 中野市子育て課子ども支援係 TEL0269-22-2111（内線356） ・特別障害者手当・障害児福祉手当については 中野市福祉課障がい福祉係 TEL0269-22-2111（内線294・295）

制度の名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための要件の緩和
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、補聴器買替えのための要件が緩和されることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	中野市福祉課障がい福祉係 TEL0269-22-2111（内線294・295）

制度の名称	文化財保護法による届出不要
支援の種類	届出不要
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財包蔵地内で建物・工作物の撤去・整地を行う際に、通常であれば文化財保護法に係る届出が必要ですが、令和2年3月31日までに着手する場合届出が不要となります。 ●建物・工作物を撤去し、新たに建築する際は届出が必要です。
活用できる方	●被害を受けた建物・工作物を撤去・整地しようとする方
お問い合わせ	中野市教育委員会生涯学習課文化財係 TEL0269-22-2111（内線424）

(事業者向け)

●商工関係

制度の名称	中野市中小企業融資制度																				
支援の種類	貸付(融資)																				
概要	<p>○経営安定対策資金</p> <p>◆貸付対象者 市内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業信用保険法に該当する中小企業者等で、以下に該当する方等</p> <p>(一般資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証5号又は7号に該当する方 ・経済変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方(市長特認) <ul style="list-style-type: none"> ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が過去3年間いずれかの同期に比べ同じか減少 イ 最近6か月間の売上高又は収益性が前年同期に比べ同じか減少 ウ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ同じか減少 <p>(特別運転資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機関連保証に該当する方 ・経済変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方(市長特認) <ul style="list-style-type: none"> ア 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ5%以上減少していること イ 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3か月間の売上高が前年同期に比べ同じか減少しており、かつ、直近決算期の収益性が0%以下で次の式を満たすこと $1 \text{ 期前の決算期の収益性} - \text{直近決算期の収益性} \geq 1.5\%$ <p>※市長特任は原則として異常気象によるものが対象となります。異常気象を伴わない場合は、一般資金の利用となります。(例外として、いわゆるリーマンショック同様の不況の場合は利用ができます)</p> <p>◆貸付要件</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸付限度額</th> <th>利率(年)</th> <th>貸付期間(据置期間)</th> <th>信用保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般資金</td> <td>設備 2,000万円 (運転資金との合計で上限2,000万円以内)</td> <td rowspan="2">1.9%</td> <td>9年(1年)</td> <td rowspan="2">0.44%以内 セーフティネット保証利用できる方は0%</td> </tr> <tr> <td>運転 2,000万円 (設備資金との合計で上限2,000万円以内)</td> <td>7年(1年)</td> </tr> <tr> <td>特別運転資金</td> <td>運転 1,000万円</td> <td>1.6%</td> <td>7年(1年)</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>					資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料	一般資金	設備 2,000万円 (運転資金との合計で上限2,000万円以内)	1.9%	9年(1年)	0.44%以内 セーフティネット保証利用できる方は0%	運転 2,000万円 (設備資金との合計で上限2,000万円以内)	7年(1年)	特別運転資金	運転 1,000万円	1.6%	7年(1年)
資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料																	
一般資金	設備 2,000万円 (運転資金との合計で上限2,000万円以内)	1.9%	9年(1年)	0.44%以内 セーフティネット保証利用できる方は0%																	
	運転 2,000万円 (設備資金との合計で上限2,000万円以内)		7年(1年)																		
特別運転資金	運転 1,000万円	1.6%	7年(1年)	0%																	

	○中小企業振興資金														
	◆貸付対象者 市内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等														
	◆貸付要件														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸付限度額</th> <th>利率(年)</th> <th>貸付期間(据置期間)</th> <th>信用保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般資金</td> <td>設備 1,500万円 運転 1,250万円</td> <td>2.1%</td> <td>設備7年(1年) 運転5年(6か月)</td> <td>0.44%以内</td> </tr> <tr> <td>災害緊急対策資金</td> <td>運転、設備 1,250万円</td> <td>1.6%</td> <td>6年(6か月)</td> <td>0.44%以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料	一般資金	設備 1,500万円 運転 1,250万円	2.1%	設備7年(1年) 運転5年(6か月)	0.44%以内	災害緊急対策資金	運転、設備 1,250万円	1.6%	6年(6か月)
資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料											
一般資金	設備 1,500万円 運転 1,250万円	2.1%	設備7年(1年) 運転5年(6か月)	0.44%以内											
災害緊急対策資金	運転、設備 1,250万円	1.6%	6年(6か月)	0.44%以内											
○小企業特別小口資金															
◆貸付対象者 市内において1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者：従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業															
◆貸付要件															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸付限度額</th> <th>利率(年)</th> <th>貸付期間(据置期間)</th> <th>信用保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般資金</td> <td>運転、設備 1,250万円 (ただし、保証協会の債務保証の総額が8,000万円以内)</td> <td>1.9%</td> <td rowspan="2">5年(6か月)</td> <td rowspan="2">0.44%以内</td> </tr> <tr> <td>災害緊急対策資金</td> <td></td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料	一般資金	運転、設備 1,250万円 (ただし、保証協会の債務保証の総額が8,000万円以内)	1.9%	5年(6か月)	0.44%以内	災害緊急対策資金		1.6%		
資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料											
一般資金	運転、設備 1,250万円 (ただし、保証協会の債務保証の総額が8,000万円以内)	1.9%	5年(6か月)	0.44%以内											
災害緊急対策資金		1.6%													
	※制度融資の申込前に、金融機関、信用保証協会に対し事前相談が必要となります。まずは、お取引の金融機関又は最寄りの商工会議所へご相談ください。														
お問い合わせ	中野市営業推進課商工労政係 TEL0269-22-2111 (内線272)														

制度の名称	長野県中小企業融資制度
支援の種類	貸付(融資)
概要	<p>○経営健全化支援資金</p> <p>◆貸付対象者 県内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業信用保険法に該当する中小企業者等で、以下に該当する方等 (災害対策) ・令和元年台風第19号により被災し、り災証明書等を受けた方等 (特別経営安定対策) ・セーフティネット保証4号に該当する方 ・経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少</p>

◆貸付要件

資金名	貸付限度額	利率 (年)	貸付期間 (据置期間)	信用保証料
災害対策	設備 6,000万円 中小企業等グループ補助金の自己負担分については、別枠で4億円 運転 8,000万円	0.8% (※)	設備10年(2年) うち土地建物等15年 運転7年(2年)	県・市町村補助により 0.44%以内 セーフティネット保証等利用の場合自己負担なし
特別経営安定対策	設備 6,000万円 運転 8,000万円	1.6%	設備10年(1年) 運転7年(1年) [借換10年]	

※令和元年11月8日から令和3年度末までに貸付実行されたもの

○中小企業振興資金

◆貸付対象者

県内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等

◆貸付要件

資金名	貸付限度額	利率 (年)	貸付期間 (据置期間)	信用保証料
一般枠	設備 1億円 運転 5,000万円	2.1% 1年以内 1.8%	設備7年(1年) 運転5年(6か月) [借換10年(1年)]	2.2%以内
短期継続融資枠	運転 3,000万円	1.8%	1年	2.2%以内

○小規模企業発展資金

◆貸付対象者

県内において1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方

※小規模企業者：従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業

◆貸付要件

資金名	貸付限度額	利率 (年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料
小規模企業発展資金	設備・運転の合計で 2,000万円	1.9%	設備10年(1年) 運転5年(6か月) [借換7年(1年)]	県・市町村補助により 0.44%以内

※制度融資の申込前に、金融機関、信用保証協会に対し事前相談が必要となります。

まずは、お取引のある金融機関又は最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください。

お問い合わせ

- ・県庁産業立地・経営支援課 026-235-7200
- ・各地域振興局商工観光課

制度の名称	令和元年台風第19号特別貸付
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>●令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が「令和元年台風第19号特別貸付」を実施します。</p> <p>①直接被害を受けた中小企業・小規模事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金利 当初3年間：基準利率（災害）▲0.9% （▲0.9%の限度額：中小企業事業 1億円、国民生活事業 3千万円） ※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率（災害）▲0.5% （金利引下げは、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害の証明が必要） ○貸付期間 最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年） ○限度額 中小企業事業 3億円（別枠）、国民生活事業 6千万円（上乗せ） <p>②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金利 基準利率（災害）：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.36% （令和元年11月1日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律） ○貸付期間 最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年） ○限度額 中小企業事業 3億円（別枠）、国民生活事業 6千万円（上乗せ） <p>③上記①、②以外で、今般の台風により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金利 基準利率：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91% （令和元年11月1日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等によって利率は変動。） ○貸付期間 最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年） ○限度額 中小企業事業 7.2億円（別枠）、国民生活事業 4.8千万円（別枠） <p>※なお、商工組合中央金庫においても、被害にあわれた中小企業に融資を行います。</p>
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等
お問い合わせ	<p>国民生活事業 株式会社日本政策金融公庫 長野支店、松本支店、小諸支店、伊那支店</p> <p>中小企業事業 株式会社日本政策金融公庫 松本支店</p> <p>商工組合中央金庫 長野支店、諏訪支店、松本支店</p>

制度の名称	雇用調整助成金の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	<p>●災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金等の一部を助成します。</p> <p>●特例の内容は、次のとおりです。</p> <p>本特例は、休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にあり、災害に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主に対して適用されます。</p> <p>①休業を実施した場合の助成率を引き上げます。【中小企業】2/3⇒4/5 【大企業】1/2⇒2/3</p> <p>②支給限度日数を延長します。「1年間で100日」⇒「1年間で300日」</p> <p>③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。</p> <p>④過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とします。 イ 支給限度日数について、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算します。 <p>⑤災害発生日(令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能です。</p> <p>⑥生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。</p> <p>⑦災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。</p> <p>⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。</p>

活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に伴う「経済上の理由」により、休業等を余儀なくされた事業所の事業主が対象です。 ※経済上の理由例 <ul style="list-style-type: none"> ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合 ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合 ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合 ・風評被害により、観光客が減少した場合 ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能な場合
お問い合わせ	お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	中小企業等グループ補助金
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。 <ul style="list-style-type: none"> ○補助率：中小企業者等 3/4（国1/2、県1/4） 中堅企業等 1/2（国1/3、県1/6） ○上限額：15億円 ○対象経費：施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む） ●中小企業等グループ補助金の事業者負担分に対応するため、長野県中小企業融資制度 経営健全化支援資金（災害対策）について、設備資金の貸付限度額を別枠で4億円まで拡充します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業者・中小企業事業協同組合等 ※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要です。
お問い合わせ	県庁産業復興支援室 026-235-7204

制度の名称	小規模事業者持続化補助金
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国において、小規模事業者が商工会等の支援を受けながら経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を補助します。 <ul style="list-style-type: none"> ○補助率：2/3 ○上限額：200万円 ○対象経費：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風第19号により被害を受けた小規模事業者 ※商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者
お問い合わせ	中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036

制度の名称	地域企業再建支援補助金
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者等が販路開拓などの事業再建に取り組む費用を補助します。 <ul style="list-style-type: none"> ○補助率：2/3（国4/9、県2/9） ○補助限度額：200万円超・3,000万円以下 ○対象経費：広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業者等 ※商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者
お問い合わせ	県庁産業復興支援室 026-235-7204

制度の名称	商店街施設の復旧
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した商店街の共同施設やアーケード、街路灯等の設備の復旧費用を補助します。 ○補助率：3/4（国1/2、県1/4） ○補助対象：被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用
活用できる方	●令和元年台風第19号により被害を受けた商店街等組織
お問い合わせ	県庁創業・サービス産業振興室 026-235-7198

制度の名称	商店街にぎわい創出事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国において、被災した商店街によるにぎわい創出（イベント実施等）に取り組む費用を補助します。 ○補助率：定額（上限額100万円、下限額30万円） ○対象経費：謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、無体財産購入費、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費
活用できる方	●令和元年台風第19号により被害を受けた商店街等組織
お問い合わせ	中小企業庁商業課 03-3501-1929

制度の名称	石油製品販売業早期復旧支援事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国において、被災したSS（サービスステーション）の機能回復に取り組む費用を補助します。 ○補助率：3/4 ○補助対象費目：揮発油販売業者が行う計量機等の補修又は入換工事に要する経費、補助事業に直接従事する者の人件費、印刷費、通信費、調査旅費、業務委託費、臨時雇用費、機器リース料、消耗品費、普及広報費
活用できる方	●令和元年台風第19号により被害を受けたSS（サービスステーション）
お問い合わせ	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課 03-3501-1320

●農業関係

制度の名称	農地・農業用施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●異常な天然現象によって被害を受けた農地・農業用施設の復旧に対する補助 ○対象： <ul style="list-style-type: none"> ・農地：田，畑（果樹園含む） ・農業用施設：取水施設，水路，揚排水機場，農道など ○基本要件：1箇所の事業費40万円以上（農業用施設の場合，受益戸数2戸以上） ○事業主体：市町村など ○基本補助率： <ul style="list-style-type: none"> ・農地：国 50% ・農業用施設：国 65% ※特別措置により，補助率の引き上げがあります。 ●農地へ流入した土砂の排出も補助対象となる場合があります。詳しくは各機関に御確認ください。なお，土砂の道路への排出は行わないようお願いします。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・中野市農政課耕地林務係 TEL 0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 1 1（内線 2 5 1 ・ 2 5 2） ・北信地域振興局農地整備課 0 2 6 9 - 2 3 - 0 2 1 2

制度の名称	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧補助 ○対象事業者 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等 ※対象となる農事組合法人は、公共性・公益性を持つ法人に限定されます。 ○対象施設 農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 ○採択基準及び補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：国3/10～9/10 ・採択基準：40万円以上の被害（告示地域の場合13万円以上） ○補助対象額 被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設に係ること 県庁 農政部 農業政策課 農業団体・共済係 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 1 5（直通） ・林業・特用林産施設に係ること 県庁林務部 信州の木活用課 林業経営支援係 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 6 7（直通） ・全般（国） 大臣官房 文書課 災害総合対策室 0 3 - 6 7 4 4 - 2 1 4 2（直通）

制度の名称	農業制度資金
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被害を受けた農作物の植え替えなどの経営に必要な資金を融資します。 ●農業用施設の補修や建て替えに必要な資金を融資します。 ●利率は令和元年11月19日現在です。（毎月中旬頃に改定されます。） <p>【農業近代化資金（災害関連資金）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 認定農業者、主業農業者等 ・貸付限度額 個人1,800万円、法人2億円 ・融資率 認定農業者等100%、その他80% ・貸付利率 0.09%（貸付当初5年間無利子） ・保障料率 貸付当初5年間免除（国10/10） ・償還期限 15年以内（うち据置期間7年以内） <p>【農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 認定農業者、主業農業者等 ・貸付限度額 1,200万円または年間経営費の12/12 ・貸付利率 0.09%（貸付当初5年間無利子） ・償還期限 10年以内（うち据置期間3年以内） <p>【農林漁業施設資金（災害関連資金）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 農業者 ・貸付限度額 負担額の100%または1施設あたり1,200万円 ・貸付利率 0.09%（貸付当初5年間無利子） ・償還期限 15年以内（うち据置期間3年以内）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・JA中野市 0269-22-4191 ・JAながの豊田支所 0269-38-3211 ・株式会社日本政策金融公庫 長野支店 026-233-2152 （事業資金相談ダイヤル） 0120-154-505 ・中野市農政課振興係 TEL0269-22-2111（内線253） ・県庁農村振興課 026-235-7242 ・北信地域振興局農政課 0269-23-0210 ・北信農業改良普及センター 0269-23-0221

制度の名称	農作物等災害経営支援利子助成事業
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●県、市町村、金融機関が協調して無利子の災害資金の活用を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 台風19号により被害を受けた農業者 ・貸付限度額 融資機関が定める額（最大500万円） ・金利 無利子 ・償還期限 7年以内（うち据置期間1年間以内） ・県利子助成率 市町村が融資機関へ支払う利子補給額の1/2以内（上限0.3%）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・中野市農政課振興係 TEL0269-22-2111（内線253） ・県庁農村振興課 026-235-7242

制度の名称	農業共済・収入保険
支援の種類	補償
制度の内容	長野県農業共済組合の農業保険制度（農業共済・収入保険）に加入されている方で農作物や家畜・園芸施設等に損害（減収）が発生した場合、損失が一定割合補償されます。詳しくは、同組合へご相談ください。
お問い合わせ	長野県農業共済組合 026-217-5800（本所）

制度の名称	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●ほ場等からの稲わら等の撤去に係る経費に対して補助します。 補助率：国 定額（5,000円/m³） ●大規模な浸水被害を受けた地域において、稲作農業の継続に向けて行う取組（土づくり、土壌診断、作業委託及び機械レンタル等）に要する経費を支援します。 ○事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等 ○単価：①土づくり10,000円/10a（定額） ②作業委託、機械レンタル等 補助率1/2 ○要件：今後、収入保険や任意共済特約等に加入すること ●被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な、パイプハウスの生産資材購入（自力施工）や、併せて行う被災ハウス資材の処分にかかる経費に対して補助します。 ○補助率：国1/2 ●被災に伴う追加防除・施肥・次期作に必要な種子・種苗の確保に係る経費に補助します。 ○補助率：国1/2 ●飛散したガラス等の撤去に係る経費に補助します。 ○補助率：定額（14,000円/10a以内） ●他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費に補助します。 ○補助率：定額（7,000円/t）
活用できる方	被災した農業者
お問い合わせ	中野市農政課農政係・振興係 TEL0269-22-2111（内線250・253）

制度の名称	被災農家営農再開緊急対策事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●保管していた倉庫等が浸水し、米を出荷できなかった農家が営農を再開するために行う取組（土づくり、土壌診断、種苗等資材の準備、ゴミ・瓦礫の除去等）に要する経費を支援します。 ○事業実施主体：市町村（国庫補助1/2） ○単価：70,000円/10a ○要件：今後、収入保険や任意共済特約等に加入すること
活用できる方	被災した農業者
お問い合わせ	中野市農政課振興係 TEL0269-22-2111（内線253）

制度の名称	持続的生産強化対策事業（果樹産地再生支援対策）
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●台風19号により被害を受けた樹園地の改植に要する経費、幼木の管理経費を支援します。 ○事業実施主体：果樹産地協議会（被災農業者が各地区の協議会に申請） ○改植経費：慣行樹形 17万円/10a、省力樹形（新わい化）53万円/10a ○幼木の管理経費：22万円/10a ●大規模な改植を行う場合に、早期成園化や営農の継続・発展の取組（①果実が実るまでの期間を短縮するための大苗育成のための経費、②未収益期間中の代替農地での営農のための経費、③営農再開後のための省力技術の研修参加のための経費）を支援します。 ○事業実施主体：各地域の果樹産地協議会 ○単価：① 20万円/10a、② 52万円/10a、③ 3万円/10a ○要件：経営面積の過半を改植 ●次期作の営農のために行う①樹体洗浄や樹勢回復（付着した泥の洗浄、樹体に絡まったごみの除去、樹勢回復のための摘果やせん定等）、②病害まん延防止の取組を支援します。 ○事業実施主体：各地域の果樹産地協議会 ○単価：① 7.4万円/10a、② 2万円/10a
活用できる方	被災した農業者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省生産局園芸作物課 03-3502-5957 ・長野県農政部園芸畜産課 026-235-7227 ・中野市農政課振興係 TEL0269-22-2111（内線253）

制度の名称	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した農業用ハウスなどの農業用施設の撤去、再建・修繕、農業機械の取得・修繕にかかる経費に対して補助します。 ○補助率： <ul style="list-style-type: none"> ・園芸施設共済対象施設：国 3/10（共済加入者は 5/10相当）、県 1.5/10以内、市 1.5/10以内 ・農業用機械等：国 5/10、県 2/10以内、市 2/10以内 ※特別措置により、補助率を引き上げがあります。 ●すでに着手しているものも、被災状況の写真や納品書・領収書等があれば対象とできます。詳しくはお問い合わせください。
活用できる方	農業用施設・農業用機械等の復旧を行い、営農を再開する意思のある被災した農業者
お問い合わせ	中野市農政課振興係 TEL0269-22-2111（内線253）

制度の名称	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設整備等対策）
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した共同利用施設(選果場等)等の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費に対して補助します。 ○補助率:国1/2 ●既に着手しているものも、被災状況の分かる写真や納品・領収書等があれば対象とすることができます。詳しくはお問い合わせください。
活用できる方	被災した農業者が組織する団体等（5名以上）
お問い合わせ	・中野市農政課振興係 TEL0269-22-2111（内線253）

●林業関係

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫では、災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 <ul style="list-style-type: none"> ■農林漁業セーフティネット資金 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：1,200万円又は年間経営費の12分の12 ・貸付当初10年間実質無利子化措置あり ■農林漁業施設資金（災害復旧施設） <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：負担額の100%又は1施設1,200万円 ・貸付当初10年間実質無利子化措置あり ●上記のほかにも農林漁業者に対する融資の取扱いがあります。 各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
お問い合わせ	・株式会社日本政策金融公庫 長野支店 026-233-2152

制度の名称	林業・木材産業災害復旧対策保証
支援の種類	融資
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●被害を受けた林業・木材産業関係施設の復旧などに係る経費に対して補助します。 <ul style="list-style-type: none"> ■林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・補助内容 被害を受けた特用林産施設,木材加工流通施設,被害を受けた地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設の復旧・整備及び被害を受けた施設の撤去等の費用を支援 ・補助率 1/2以内 ■中小企業等グループ補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：中小企業者等 3/4（国1/2、県1/4） 中堅企業等 1/2（国1/3、県1/6） ※中小企業等グループ補助金の詳細・問い合わせ先は、「商工関係」をご覧ください。 *林産物等に係る生産・加工施設 など
お問い合わせ	・独立行政法人農林漁業信用基金 03-3294-5585・5586

制度の名称	林業・木材産業改善資金
支援の種類	融資
概要	●施設・設備の導入にあたって活用できる無利子の貸付を行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁林務部信州の木活用課 026-235-7274 ・北信地域振興局 林務課 0269-23-0215

制度の名称	林業・木材産業施設の復旧
支援の種類	補助
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●被害を受けた林業・木材産業関係施設の復旧などに対する補助 *林産物等に係る生産・加工施設 など
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁林務部信州の木活用課 026-235-7274 ※木材産業に係る問い合わせは、同課県産材利用推進室 026-235-7266

制度の名称	信州の森林づくり事業（被害森林整備）
支援の種類	補助
制度の内容	●被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が行えない森林において、林業事業者等が所有者との協定に基づいて行う人工造林等を支援します。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁林務部森林づくり推進課 026-235-7270 ・ 北信地域振興局林務課 0269-23-0215 ・ 北信州森林組合 0269-38-0371

制度の名称	森林保険
支援の種類	補償
制度の内容	●森林保険に加入している人工林の被害（風水害）に対する補償
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県森林組合連合会 026-226-2504 ・ 北信州森林組合 0269-38-0371

(共通)

●各種相談

相談窓口名	長野県弁護士会による無料電話相談（復興支援ダイヤル）
相談内容、概要等	●債務、保険、事業、損害等に関する法律相談 ●罹災証明・義援金・生活支援・その他公的支援制度等の生活再建に関する相談 ●被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）の利用に関する相談 ●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	026-232-2777（予約時通話料有料。担当弁護士から折り返し電話し相談料無料）


相談窓口名	長野県司法書士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●不動産・会社等の登記、賃貸借、債権・債務（借金）等に関する問題 ●実施時間：令和元年10月23日～12月20日 休日を含む毎日16時～19時
お問い合わせ	0120-448-788（通話料無料、相談料無料）

相談窓口名	長野県行政書士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●自動車、軽自動車その他車両に関する廃車手続 ●被災証明、自動車税・軽自動車税等に関する手続 ●借地・借家、外国人を含めた生活関連に関する相談 ●その他、各種申請書類の作成・提出に関する相談 ●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	0120-064-222（通話料無料、相談料無料）

相談窓口名	長野県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●労務管理に関する相談 ●社会保険に関する相談 ●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	0120-839-199（通話料無料、相談料無料）

制度の名称	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。 また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル（被災者専用フリーダイヤル） 0120-078309 <small>おなやみレスキュー</small> ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ●法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k/index.html

制度の名称	消費生活相談（中野市消費生活センター）
支援の種類	サービス
制度の内容	●身に覚えのない請求や悪質商法、訪問販売などによる契約上のトラブルなど、消費生活に関する苦情・相談を専門相談員がお聞きし、助言や苦情など、問題解決のお手伝いをします。 http://www.city.nakano.nagano.jp/soshiki/kurashibunaka/shouhiseikatsu/
活用できる方	●中野市民（事業者除く）
お問い合わせ	中野市消費生活センター（局番なし）188 または0269-22-2201（直通）

相談窓口名	人権相談（法務局）
相談内容、概要等	●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン 【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通） ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル） 

相談窓口名	人権相談（人権啓発センター）
相談内容、概要等	●様々な人権に関する問題についてお悩みのかたは、相談員が丁寧に相談に応じます。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。
お問い合わせ	【相談時間】火～日／8：30～17：00 026-274-3232

相談窓口名	女性・男性のための相談
相談内容、概要等	●女性の方が、生活の中で抱えている悩み、困っていること、家族のこと、夫婦のこと、男女関係、職場や地域での人間関係、配偶者からの暴力についてなどの相談対応。 ●家庭、夫婦、人間関係、生き方などに悩む男性からの相談に、男性相談員が電話で対応。
お問い合わせ	●長野県男女共同参画センター“あいとぴあ” (女性相談) 火～土／8：30～17：00 0266-22-8822 (男性相談) 金／17：00～19：00 0266-22-7111

相談窓口名	性暴力被害者支援センター“りんどうハートながの”
相談内容、概要等	●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行う。
お問い合わせ	【相談電話】24時間365日対応 026-235-7123 【メール】 rindou-heart@pref.nagano.lg.jp

相談窓口名	多言語相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に関する外国人からの相談について、15言語で対応します。 ●実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 第1・3水曜日を除く平日（月～金） 第1・3土曜日 ・実施時間 10：00～18：00 ・実施場所（来所相談及び電話相談） 長野県多文化共生相談センター （長野市南長野1485-1 もんぜんぷら座3F） https://www.naganoken-tabunka-center.jp/ ・相談先 TEL：026-219-3068、080-4454-1899 ●対応言語 中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、 インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、 クメール語、ドイツ語
お問い合わせ	長野県多文化共生相談センター 026-219-3068、080-4454-1899

相談窓口名	児童のこころの相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した児童への心のケアが必要な場合などに対し、児童相談所の児童心理司、子ども支援センターの相談員が相談に応じます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●県児童相談所（お近くの児童相談所までご相談ください） 相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15 中央児童相談所 026-238-8010 松本児童相談所 0263-91-3370 飯田児童相談所 0265-25-8000 諏訪児童相談所 0266-52-0056 佐久児童相談所 0267-67-3437 ●長野県子ども支援センター 相談時間／月～土（祝日・年末年始を除く）10：00～18：00 子ども専用ダイヤル 0800-800-8035 大人用ダイヤル 026-225-9330

相談窓口名	子どもの相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により子どもの行動や心境など変化が出ている場合や子どもの問題に対し、子ども相談室の相談員が相談に応じます。
お問い合わせ	中野市子ども相談室 TEL0269-22-2111（内線277）

相談窓口名	「からだ」と「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により、「持病が悪化しないか不安」、「自宅に閉じこもりがち」、「眠れない」など体調や気分がすぐれない方の電話等相談をお受けします。 ●被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談いただくことができます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●健康全般に関するご相談 <ul style="list-style-type: none"> ・中野市健康づくり課健康管理係 8時30分～17時15分（土日祝日・12/29～1/3を除く。） 電話：0269-22-2111（内線242） FAX：0269-22-2295 ・県保健福祉事務所（お近くの保健福祉事務所までご相談ください） 相談受付時間／月～金（祝日を除く）8：30～17：15 北信 電話：0269-62-6104 FAX：0269-62-6036 ・中野市電話健康相談所 8時30分～17時15分（土日祝日・12/29～1/3を除く。） 電話：0269-23-0300 ・健康相談 中野保健センター：毎週水曜日 豊田保健センター：12/5（木）、3/5（木） 10時～11時30分（土日祝日・12/29～1/3を除く。） ●こころの健康に関するご相談 <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談（予約制） こころの専門医が無料で相談に応じます。期日の2日前までに健康づくり課健康管理係にお電話でご予約下さい。 電話：0269-22-2111（内線242） 1/10日（金）、2/7（金）、3/12（木） 時間／14時～16時 場所／中野保健センター ・県精神保健福祉センター 相談受付時間／月～金（祝日を除く）8：30～17：15 電話：026-227-1810 FAX：026-227-1170

相談窓口名	被災ペット相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方、支援が必要な方はお問い合わせください。 <p>支援内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災動物等のための相談窓口の開設 (2) 被災動物の救護等 (3) 飼養場所設置の支援 (4) 被災動物の一時預り (5) 飼い主不明動物の保護および譲渡 等
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県災害時被災ペット相談支援センター 026-235-7154 （長野県健康福祉部食品・生活衛生課内）

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫）https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html

制度の名称	無料職業紹介
支援の種類	就労相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●台風19号豪雨災害に伴い離職を余儀なくされた方や就職が困難になった方からの就職相談をお受けします。 ●求職される方の状況を伺い職業相談に対応するとともに、ハローワークの求人情報の活用により、ご希望に合ったお仕事を紹介します。
お問い合わせ	佐久地域振興局商工観光課 TEL0267-63-3157 上田地域振興局商工観光課 TEL0268-25-7140 長野地域振興局商工観光課 TEL026-234-9527 北信地域振興局商工観光課 TEL0269-23-0219

制度の名称	長野県若年者就業サポートセンター（ジョブカフェ信州）
支援の種類	就労相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●ジョブカフェ信州は長野県が設置した、若者の就業を支援する施設です。個別に専門のアドバイザーが仕事探しのお手伝いをするほか、就職活動の方法や悩み事にもきめ細かなアドバイスを行います。 ●利用できる方 40代前半までの、失業者・無業者・フリーター、学生の皆さん
お問い合わせ	松本センター 0263-39-2250 長野分室 026-228-0320

制度の名称	労働相談
支援の種類	相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●労政事務所では労働問題一般についての相談を行っています。 ●労働者、労働組合、事業主の皆さんからの相談に専門の相談員が公正中立な立場で、アドバイスします。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。 電話・面談のほか、メールでの相談もお受けしています。
お問い合わせ	東信労政事務所 TEL0268-23-1629 FAX0268-23-1642 E-mail:toshinrosei@pref.nagano.lg.jp 南信労政事務所 TEL 0265-76-6833 FAX0265-76-6834 E-mail:nanshinrosei@pref.nagano.lg.jp 中信労政事務所 TEL 0263-40-1936 FAX0263-47-7828 E-mail:chushinrosei@pref.nagano.lg.jp 北信労政事務所 TEL 026-234-9532 FAX026-234-9569 E-mail:hokushinrosei@pref.nagano.lg.jp

制度の名称	商工関係事業所相談
支援の種類	相談
概要	台風19号による豪雨災害に係る県内事業所を対象として、被災に関する設備・運転資金などの資金繰りや経営、製造設備等の技術、雇用に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	県庁産業立地・経営支援課 026-235-7200 県庁ものづくり振興課 026-235-7196 県庁労働雇用課 026-235-7201 各地域振興局商工観光課 工業技術総合センター 026-268-0602 よろず支援拠点（長野県中小企業振興センター内） 026-227-5875

制度の名称	被災した農家等の相談
相談内容、概要等	●農作物等への技術的な対応、制度資金の活用等融資制度、今後の農業経営などについての相談、支援
お問い合わせ	お近くの農業改良普及センター等に来所または電話によりご相談ください ・農業改良普及センター 相談時間／平日の8時30分から17時15分まで 佐久 〒385-8533 佐久市跡部65-1佐久合同庁舎内 0267-63-3146 上田 〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内 0268-25-7157 諏訪 〒392-8601 諏訪市上川1丁目1,644-10諏訪合同庁舎内 0266-57-2932 上伊那 〒396-8666 伊那市荒井3,497伊那合同庁舎内 0265-76-6842 南信州 〒395-0034 飯田市追手町2丁目678飯田合同庁舎内 0265-53-0436 木曾 〒397-8550 木曾郡木曾町福島2,757-1木曾合同庁舎内 0264-25-2230 松本 〒390-0852 松本市大字島立1,020松本合同庁舎内 0263-40-1947 北アルプス 〒398-8602 大町市大町1,058-2大町合同庁舎内 0261-23-6543 長野 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1長野合同庁舎内 026-234-9534 北信 〒383-8515 中野市大字壁田955北信合同庁舎内 0269-23-0221 ・農政部農業技術課 相談時間／平日の8時30分から17時15分まで 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2長野県庁内 026-235-7223

●手数料等の減免

【免許証等の再交付に係るもの】

手数料等の名称	金額	減免額	問い合わせ先 (電話番号)
危険物取扱者免状の再交付	1,900 円/件	全額	消防課 (026-235-7182)
消防設備士免状の再交付	1,900 円/件	全額	消防課 (026-235-7182)
保育士登録証の再交付	1,100 円/件	全額	こども・家庭課 (026-235-7098)
准看護師免許証の再交付	4,200 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
栄養士免許証の再交付	3,700 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
受胎調節実地指導員指定証の再交付	2,800 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
受胎調節実地指導員標識の再交付	2,600 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
クリーニング師免許証の再交付	3,500 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
調理師免許証の再交付	3,700 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
製菓衛生師免許証の再交付	3,600 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
診療エックス線技師免許証の再交付	4,300 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
旧助産婦謄本の交付	4,400 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
旧保健婦・看護婦免状の再交付	4,200 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
介護支援専門員証の再交付	1,700 円/件	全額	介護支援課 (026-235-7121)
認定特定行為業務従事者認定証の再交付	800 円/件	全額	介護支援課 (026-235-7121)
大麻取扱者免許証の再交付	3,300 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)

毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定による登録票の再交付	4,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付	2,800 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由	2,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付	2,800 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付	2,800 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付	2,800 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付	2,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
販売従事登録証の再交付	3,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
薬局開設の許可証の再交付	2,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医薬品等の製造販売業の許可証の再交付	2,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医薬品等の製造業の許可証の再交付	2,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医療機器等の製造販売業の許可証の再交付	2,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医療機器等の製造業の登録証または医療機器の修理業の許可証の再交付	2,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	2,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付	2,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
火薬類製造保安責任者免状、火薬類取扱保安責任者免状の再交付（県所管のもの）	2,400 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)
高圧ガス販売主任者免状の再交付	2,400 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)

高圧ガス製造保安責任者免状の再交付	2,400 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)
液化石油ガス設備士免状の再交付	2,300 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)
電気工事士免状の再交付	2,700 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)
電気工事業の登録証の再交付	2,200 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)
計量証明事業の登録証の訂正又は再交付	1,850 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)
技能検定合格証書の再交付	2,000 円/件	全額	人材育成課 (026-235-7202)
職業訓練指導員免許の再交付	2,000 円/件	全額	人材育成課 (026-235-7202)
全国通訳案内士登録証の再交付	4,200 円/件	全額	国際観光推進室 (026-235-7252)
狩猟免状の再交付	1,000 円/件	全額	鳥獣対策・ジビエ振興室 (026-235-7273)
狩猟者登録証の再交付	1,100 円/件	全額	鳥獣対策・ジビエ振興室 (026-235-7273)
狩猟者記章の再交付	1,000 円/件	全額	鳥獣対策・ジビエ振興室 (026-235-7273)
宅地建物取引士証の再交付	4,500 円/件	全額	建築住宅課 (026-235-7331)
二級・木造建築士免許の再交付	5,900 円/件	全額	建築住宅課 (026-235-7335)
教育職員免許の再交付	1,200 円/件	全額	高校教育課 (026-235-7429)
銃砲刀剣類所持許可証の再交付 (狩猟又は有害鳥獣駆除の用途の所持限定)	1,900 円/件	全額	警察本部 生活安全企画課 (026-233-0110)
運転免許証の再交付(第1種・2種)	3,500 円/件	全額	警察本部 東北信運転免許課 (026-292-2345)
運転免許証の再交付(仮免許)	1,150 円/件	全額	警察本部 東北信運転免許課 (026-292-2345)

【証明書等の交付に係るもの】

手数料等の名称	金額	減免額	問い合わせ先 (電話番号)
軽油引取税に係る免税軽油使用者証明書の交付	400 円/件	全額	税務課 (026-235-7048)
行政書士試験合格証明書の交付	400 円/件	全額	市町村課 (026-235-7063)
保育士試験合格証明書の交付	400 円/件	全額	こども・家庭課 (026-235-7098)
保健所が行う各種証明書の交付	1,300 円/枚	全額	健康福祉政策課 (026-235-7092)
長野県精神保健福祉センターが行う各種証明書の交付	1,300 円/枚	全額	保健・疾病対策課 (026-235-7109)
計量証明事業登録簿謄本の交付等	800 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)
開発行為又は建築に関する証明（都市計画法施行規則第 60 条の規定によるもの）	1,500 円/件	全額	都市・まちづくり課 (026-235-7297)
自動車保管場所証明の交付	2,100 円/件	全額	警察本部 交通規制課 (026-233-0110)
自動車保管場所標章の交付	500 円/件	全額	警察本部 交通規制課 (026-233-0110)

【免許証等の書換え等に係るもの】

手数料等の名称	金額	減免額	問い合わせ先 (電話番号)
保育士登録証の書換え	1,600 円/件	全額	こども・家庭課 (026-235-7098)
准看護師免許証の書換え	3,500 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
栄養士免許証の書換え	3,300 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
受胎調節実地指導員指定証の訂正	2,400 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
クリーニング師免許証の訂正	3,000 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
調理師免許証の書換え	3,300 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
製菓衛生師免許証の書換え	2,900 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
診療工ックス線技師免許証の書換え	3,800 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
旧保健婦・看護婦免状の書換え	3,500 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7142)
介護支援専門員証の書換え	1,700 円/件	全額	介護支援課 (026-235-7121)
全国通訳案内士登録証の登録事項の変更	4,200 円/件	全額	国際観光推進室 (026-235-7252)
銃砲刀剣類所持許可証の書換え (狩猟又は有害鳥獣駆除の用途の所持限定)	1,800 円/件	全額	警察本部 生活安全企画課 (026-233-0110)

【許可等に係るもの】

手数料等の名称	金額	減免額	問い合わせ先 (電話番号)
一般旅券（パスポート）の交付 （国収入印紙分除く）	2,000 円/件	全額	国際課 (026-235-7173)
病院開設許可	43,000 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7145)
診療所開設許可	19,000 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7145)
病院使用前の検査	45,000 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7145)
診療所使用前の検査	23,000 円/件	全額	医療推進課 (026-235-7145)
食品衛生法に基づく営業の許可	5,800 円～21,000/件	全額	食品・生活衛生課 (026-235-7155)
理容所の開設に係る検査	17,000 円/件	全額	食品・生活衛生課 (026-235-7153)
美容所の開設に係る検査	17,000 円/件	全額	食品・生活衛生課 (026-235-7153)
クリーニング所の開設に係る検査	17,000 円/件	全額	食品・生活衛生課 (026-235-7153)
旅館業法に基づく営業の許可	23,000 円/件	全額	食品・生活衛生課 (026-235-7153)
公衆浴場法に基づく営業の許可	23,000 円/件	全額	食品・生活衛生課 (026-235-7153)
興行場法に基づく営業の許可	23,000 円/件	全額	食品・生活衛生課 (026-235-7153)
第一種動物取扱業の登録等の申請	6,000 円又は 16,000 円/件	全額	食品・生活衛生課 (026-235-7154)
特定動物の使用又は保管の許可	21,000 円/件	全額	食品・生活衛生課 (026-235-7154)
大麻取扱者免許の申請に対する審査	6,900 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
温泉の利用の許可の申請に対する審査	35,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	28,600 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)

毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	15,400 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由	20,700 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査	4,100 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る経由	17,600 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
覚せい剤原料取扱者指定の申請に対する審査	12,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
覚せい剤原料研究者指定の申請に対する審査	4,100 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
麻薬卸売業者免許の申請に対する審査	15,300 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者免許の申請に対する審査	4,100 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
向精神薬卸売業者免許の申請に対する審査	15,300 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
向精神薬小売業者免許の申請に対する審査	4,100 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査	4,100 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
薬局開設の許可の申請に対する審査	29,300 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
第一種医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査	147,600 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
第二種医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査	138,400 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
薬局製造販売医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査	8,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
厚生労働大臣が指定する医薬部外品製造販売業許可の申請に対する審査	90,100 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品製造販売業許可の申請に対する審査	71,500 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査	71,500 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)


無菌医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	82,600 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
無菌医薬品以外の医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	72,100 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医薬品の製造業（包装・表示・保管のみ）の許可の申請に対する審査	47,700 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の申請に対する審査	11,200 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
無菌医薬部外品の製造業の許可の申請に対する審査	82,600 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造業の許可の申請に対する審査	36,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医薬部外品の製造業（包装・表示・保管のみ）の許可の申請に対する審査	29,400 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
化粧品の製造業の許可の申請に対する審査	36,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
化粧品の製造業（包装・表示・保管のみ）の許可の申請に対する審査	29,400 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	90 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
第一種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査	147,600 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
第二種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査	138,400 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
第三種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査	90,700 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
体外診断用医薬品製造販売業の許可の申請に対する審査	138,400 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査	38,400 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	147,600 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医薬品の販売業（動物用医薬品特例販売業を除く）の許可の申請に対する審査	29,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)



医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付	7,100 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	29,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	72,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	29,000 円/件	全額	薬事管理課 (026-235-7157)
建築確認申請	5,000 円～ 610,000 円/件	全額	建築住宅課 (026-235-7335)
完了検査申請	11,000 円～ 460,000 円/件	全額	建築住宅課 (026-235-7335)
中間検査申請	15,000 円～ 500,000 円/件	全額	建築住宅課 (026-235-7335)
長期優良住宅建築等計画認定申請	1,000 円～ 67,000 円/件	全額	建築住宅課 (026-235-7339)
接道例外許認可	28,000 円又は 33,000 円/件	全額	建築住宅課 (026-235-7335)
開発行為許可申請	9,000 円～ 910,000 円/件	全額	都市・まちづくり課 (026-235-7297)

【県機関に依頼する検査等に係るもの】

手数料等の名称	金額	減免額	問い合わせ先 (電話番号)
環境保全研究所への依頼試験又は検査 (飲用水等の環境・衛生に関する試験又は検査を依頼する際の手数料)	1,200 円～ 93,000 円/件	全額	環境保全研究所 (026-227-0346)
工業技術総合センターへの依頼試験（繊維、木工、機械金属、食品等に関する試験を依頼する際の手数料）	300 円～ 124,000 円/ 件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7196)
工業技術総合センターの機械器具等貸付料（繊維、木工、機械金属、食品等に関する試験機器を利用する際の貸付料）	300 円～ 15,000 円/時 間	全額	ものづくり振興課 (026-235-7196)
計量検定所の特定計量器検定（質量計、ガスメーター、燃料油メーター等が基準に合うか確認する際の手数料）	10 円～ 80,000 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)
計量検定所の基準器検査（検査に用いる基準となる分銅等を検査する際の手数料）	290 円～ 76,800 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)
計量検定所の装置検査（タクシーメーターが基準に合うか確認する際の手数料）	730 円/件	全額	ものづくり振興課 (026-235-7133)

●その他

内 容	ボランティアの派遣依頼について	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県災害ボランティア情報特設サイト (https://nagano.shienp.net/) ・長野県災害ボランティアセンター（長野県社会福祉協議会） ・最寄りの市町村のボランティアセンター（市町村社会福祉協議会） 	

制度の名称	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による被災者支援情報の発信	
支援の種類	サービス	
概要	長野県（上田市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、佐久市、千曲市、小海町、佐久穂町、坂城町、山ノ内町）及び長野市が提供する各種被災者支援情報（住居、廃棄物、り災証明など）を、LINEにより発信します。	
お問い合わせ	<p>長野県企画振興部情報政策課 026-235-7071</p> <p>こちらのQRコードからLINEに接続します。→</p>  <p>長野市人口増推進課 026-224-8851</p> <p>こちらのQRコードからLINEに接続します。→</p> 	

制度の名称	権利利益に係る満了日の延長措置	
支援の種類	権利利益の延長	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます。 ●令和元年10月10日（木）以後に満了する許認可等が対象です。 ●対象となる具体的な許認可等,対象地域,延長後の満了日は,今後,各府省庁の告示で定められます。 <p>告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、総務省特設ページ (http://www.soumu.go.jp/r01_taufudai19gokanrenjoho/hisai.html) などで,随時更新し,お知らせしていきます。</p>	
活用できる方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。	
お問い合わせ	長野県警察本部（026-233-0110）又は最寄りの警察署	

制度の名称	期間内に履行されなかった義務に係る免責措置
支援の種類	義務の免責
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業報告書の提出,薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます。(令和2年1月31日(金)までに履行すれば,処分や刑罰を受けません。) ● 詳細については,法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。
活用できる方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で,本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お問い合わせ	法令に基づく届出等の担当窓口

◎お問い合わせ先一覧

【中野市役所】 TEL 0269-22-2111（代表）

各課の名称または内線番号をお伝えください

[長野県]

名称	管轄	電話番号
長野県庁（代表番号）		026-232-0111
県税事務所		
総合県税事務所	お困りの際は、お近くの県税事務所にご相談・ご申請をお願いします。	026-233-5151
総合県税事務所北信事務所		0269-22-3111
東信県税事務所		0267-63-3111
東信県税事務所上田事務所		0268-23-1260
南信県税事務所		0265-78-2111
南信県税事務所諏訪事務所		0266-53-6000
南信県税事務所飯田事務所		0265-23-1111
中信県税事務所		0263-47-7800
中信県税事務所木曾事務所		0264-24-2211
中信県税事務所大町事務所		0261-22-5111
保健福祉事務所		
佐久保健福祉事務所	小諸市,佐久市,小海町,佐久穂町,川上村,南牧村,南相木村,北相木村,軽井沢町,御代田町,立科町	0267-63-3111
上田保健福祉事務所	上田市,東御市,長和町,青木村	0268-23-1260
諏訪保健福祉事務所	岡谷市,諏訪市,茅野市,下諏訪町,富士見町,原村	0266-53-6000
伊那保健福祉事務所	伊那市,駒ヶ根市,辰野町,箕輪町,飯島町,南箕輪村,中川村,宮田村	0265-78-2111
飯田保健福祉事務所	飯田市,松川町,高森町,阿南町,阿智村,平谷村,根羽村,下條村,売木村,天龍村,泰阜村,喬木村,豊丘村,大鹿村	0265-23-1111
木曾保健福祉事務所	上松町,南木曾町,木曾町,木祖村,王滝村,大桑村	0264-24-2211
松本保健福祉事務所	松本市,塩尻市,安曇野市,麻績村,生坂村,山形村,朝日村,筑北村	0263-47-7800
大町保健福祉事務所	大町市,池田町,松川村,白馬村,小谷村	0261-22-5111
長野保健福祉事務所	須坂市,千曲市,坂城町,小布施町,高山村,信濃町,飯綱町,小川村	026-223-2131
北信保健福祉事務所	中野市,飯山市,山ノ内町,木島平村,野沢温泉村,栄村	0269-62-3105
地域振興局		
佐久地域振興局	小諸市,佐久市,小海町,佐久穂町,川上村,南牧村,南相木村,北相木村,軽井沢町,御代田町,立科町	0267-63-3111
上田地域振興局	上田市,東御市,長和町,青木村	0268-23-1260
諏訪地域振興局	岡谷市,諏訪市,茅野市,下諏訪町,富士見町,原村	0266-53-6000
上伊那地域振興局	伊那市,駒ヶ根市,辰野町,箕輪町,飯島町,南箕輪村,中川村,宮田村	0265-78-2111
南信州地域振興局	飯田市,松川町,高森町,阿南町,阿智村,平谷村,根羽村,下條村,売木村,天龍村,泰阜村,喬木村,豊丘村,大鹿村	0265-23-1111
木曾地域振興局	上松町,南木曾町,木曾町,木祖村,王滝村,大桑村	0264-24-2211
松本地域振興局	松本市,塩尻市,安曇野市,麻績村,生坂村,山形村,朝日村,筑北村	0263-47-7800
北アルプス地域振興局	大町市,池田町,松川村,白馬村,小谷村	0261-22-5111
長野地域振興局	長野市,須坂市,千曲市,坂城町,小布施町,高山村,信濃町,飯綱町,小川村	026-233-5151
北信地域振興局	中野市,飯山市,山ノ内町,木島平村,野沢温泉村,栄村	0269-22-3111

名称	管轄	電話番号
建設事務所		
佐久建設事務所	佐久市,小諸市,軽井沢町,御代田町,立科町,佐久穂町,小海町,川上村,南牧村,南相木村,北相木村	0267-82-3101
上田建設事務所	上田市,東御市,長和町,青木村	0268-23-1260
諏訪建設事務所	諏訪市,岡谷市,茅野市,下諏訪町,富士見町,原村	0266-53-6000
伊那建設事務所	伊那市,駒ヶ根市,辰野町,箕輪町,飯島町,南箕輪村,中川村,宮田村	0265-78-2111
飯田建設事務所	飯田市,松川町,高森町,阿南町,阿智村,平谷村,根羽村,下條村,売木村,天龍村,泰阜村,喬木村,豊丘村,大鹿村	0265-23-1111
木曾建設事務所	木曾町,上松町,南木曾町,木祖村,王滝村,大桑村	0264-24-2211
松本建設事務所	松本市,塩尻市,筑北村,麻績村,生坂村,山形村,朝日村	0263-47-7800
安曇野建設事務所 (住宅・建築関係は,松本建設事務所)	安曇野市	0263-72-8880
大町建設事務所	大町市,池田町,松川村,白馬村,小谷村	0261-22-5111
千曲建設事務所 (住宅・建築関係は,長野建設事務所)	千曲市,坂城町	026-273-1720
須坂建設事務所 (住宅・建築関係は,長野建設事務所)	須坂市,小布施町,高山村	026-245-1670
長野建設事務所	長野市,信濃町,飯綱町,小川村	026-233-5151
北信建設事務所	中野市,飯山市,山ノ内町,木島平村,野沢温泉村,栄村	0269-22-3111

更新履歴

初版 令和元年10月29日現在 (発送日: 令和元年11月1日)
 第2版 令和元年11月15日現在 (発送日: 令和元年11月15日)
 第3版 令和元年12月24日現在 (発送日: 令和元年12月26日)